

8. 山羊飼養農場における飼養衛生管理指導

大分家畜保健衛生所
○村上敦哉・丸山信明・松井英徳

【はじめに】

近年、山羊の飼養戸数・飼養頭数は全国的に増加傾向にあり、当家保管内では平成28年には4戸41頭であったが、令和3年には17戸142頭まで増加している。特に令和3年度には小規模飼養戸数が11/17戸と大部分を占めている。山羊の飼養目的としては除草利用、乳生産利用、愛玩動物としての利用、教育利用など多岐にわたり、近年では観光牧場におけるふれあい目的での利用もみられる。

今回、2件の山羊飼養農場に飼養衛生管理指導を実施したので報告する。

【農場概要】

1. 新規リゾート施設におけるふれあいスペースでの飼養

当該施設はA市内に新規オープン予定のリゾート施設であり、施設内にふれあいスペースとして山羊3頭、羊8頭、馬1頭の飼養を計画。施設経営者よりオープンに際して必要な届出などがあるか当家保へ問い合わせがあった。

2. 不適切な飼養衛生管理が認められた山羊飼養農場

当該農場はB市内の河川付近に所在し、定期報告の届出なしに山羊5～6頭を飼養。令和4年2月3日に産廃監視員が巡回中に山羊小屋内で山羊1頭が死んでいることを確認。同年5月23日に再度巡回したところ死体が残っていたため管轄保健所を通じて当家保へ通報があった。

【経過および指導内容】

1. 年1回の定期報告の必要性と、観光牧場のような不特定かつ多数のものが立ち入ることが想定される施設では「病原体の持ち込み及び持ち出しを防止するための規則」を作成することが義務づけられていることを説明。作成された場内規則をもとに現地調査を実施し、各項目を確認。改善点（入場客への手指洗浄・消毒を促す看板の設置、逸走の恐れがある防護柵の修繕、防護柵周辺の草刈り等）を指導。

2. 6月8日に当家保、管轄保健所、B市役所の3者で現地状況を確認。飼養者に連絡がとれないため管轄警察署に確認を依頼。管轄土木事務所に確認したところ、県の管理地である河川敷に不法に山羊小屋を建てていたことが判明。動物愛護の観点からも動物愛護センターを含めた6者で対応を協議。飼養者に対して違法建築物および死亡山羊を撤去するよう通告。7月1日に飼養者へ対面での指導を実施し、生きている山羊を自己所有地へ移送。当家保からは家畜伝染病予防法に基づく届出と飼養衛生管理基準の遵守、18ヶ月齢以上の死亡山羊については伝染性海綿状脳症（TSE）の届出を行うように指導。

【まとめ】

山羊は家畜伝染病予防法の対象家畜であり、家畜保健所への届出と飼養衛生管理基準の遵守が求められる。当家保では、チラシ等の作成・配布により家畜伝染病予防法・飼養衛生管理基準の周知徹底に取り組んでおり、増加する山羊飼養者への指導を継続していく。